

大規模小売店舗の地域貢献推進の手引



岡山県マスコット ももっち・うらっち

令和7年1月

岡山県・岡山市・倉敷市

目 次

I	はじめに	p	1
II	地域貢献の具体的事例		
1	地域づくりへの参画・協力	p	2
2	地域産業の活性化	p	3
3	雇用の確保	p	4
4	環境・景観への配慮	p	5
5	子ども、高齢者、障害のある人等への配慮	p	8
6	安全・安心対策	p	10
7	撤退時等の対応	p	13

I はじめに

平成18年に、中心市街地活性化法などのいわゆるまちづくり三法の見直しが行われ、市町村、事業者及び地域住民が連携を強化し、地域の特性に応じたまちづくりを進める中で、中心市街地の活性化を図るという基本的な方向性が打ち出されました。

この中で、大型店等が事業活動を行うに当たっては、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点としてふさわしい魅力ある市街地の形成などに配慮するとともに、地方公共団体等による中心市街地活性化のための施策に協力するよう努めなければならないとされました。

また、平成19年に大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針が改訂され、大規模小売店舗の地域社会への貢献について、自主的な取組を積極的に行うこととされました。

地域において事業を行う方々は、地域から有形無形の恩恵を享受していること及びまちづくりの一員であることを自覚し、住民、商工団体、行政などが行う“協働による地域づくり”に積極的に参加し、その社会的責任を果たすことが期待されています。

県内の大型店等においても、それぞれの業界団体が策定した自主ガイドラインに基づき、商工団体等の活動への協力、地域の防災・防犯への対応など、地域貢献に取り組んでおられますが、その取組を、さらに進めるために、岡山県、岡山市、倉敷市が協力して、「大規模小売店舗の地域貢献推進の手引」を作成しました。

ここに掲載されている事例は、大型店等地域で事業を行う方々に取り組んでいただきたい地域貢献について整理したものですので、事業者の方々が地域貢献に取り組んでいただく際の参考としていただければ幸いです。

Ⅱ 地域貢献の具体的事例

1 地域づくりへの参画・協力

① 市町村やまちづくり団体等が進める地域づくりへの協力

- ・ 中心市街地の活性化のための取組に対する参画
- ・ まちづくり機関等に対するまちづくりに必要なノウハウを有する人材の紹介
- ・ 景観づくり、環境対策、国際交流・多文化共生及び中山間地域の活性化など、市町村・地域が進める地域づくりの取組への協力（例：おかやま元気！集落応援団への登録）
- ・ 市町村や地域団体のイベント情報や募集情報等を掲示するスペースの提供

② 祭りや各種行事を実施する団体への協力

- ・ 地域の祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会・アートイベント等の各種行事を実施する自治会、子ども会、婦人会及び青年団等の活動への参加・協力、活動場所の提供

③ ボランティア・NPO等の活動や地域文化活動への協力

- ・ 地域で行われる社会福祉協議会、ボランティア・NPO、消防団等の活動や様々な文化活動に対する参加・協力
- ・ 移動献血車の駐車場所の提供と献血の協力

④ 地域住民のためのコミュニティスペースの提供

- ・ 地域の人がいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができるスペースの提供
- ・ 地域団体等が活動紹介等のために行う展示会などができるスペースの提供

⑤ 地域住民等との協議等

- ・ 地域住民等との協議の場の設置
- ・ 地域住民等との協定の締結
- ・ 期日前投票や当日投票のための場の提供

2 地域産業の活性化

① 商工会議所、商工会及び商店会等への加入

- ・設置者及びテナント事業者の商工会議所、商工会及び商店会等への加入

② 商店街の実施するイベント等への協力

- ・近隣商店街や商工会議所、商工会等が実施する共同売出し等のイベントへの参加・協力

③ 商店街等への情報提供・技術支援

- ・商店街等の店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介や情報提供・技術支援

④ 地域及び地元の商工業者が行う商品開発等に対する支援

- ・地域及び地元の商工業者からの依頼に基づく商品開発等に対する支援・指導

⑤ 地域及び県内の事業者・卸売業者との取引促進

- ・地域及び県内の事業者との取引促進及びテナント事業者に対する県内事業者との取引の奨励

⑥ 地域及び地元商業者のテナント入居促進

- ・地域及び地元商業者のテナント入居への積極的な配慮

⑦ 地元産品コーナーの設置など、地元産品の積極的なPRと販売等

- ・地元農協・漁協や市場等との地元産農林水産物や加工品の取引の促進
- ・地元産材を積極的に活用する等、地元産品の販売や需要拡大への協力
- ・地産地消の推進に向けた取組等への協力
- ・地元観光情報・地元産品PR事業の実施

⑧ 店舗建築における地元産材の積極的活用等

- ・店舗建築における木造化や内外装の木質化、商品棚等の資材への県産材の活用
- ・店舗建築における地域の伝統技術等の活用、地元事業者への発注等

⑨ 起業支援

- ・店舗内でのチャレンジショップの場の提供

3 雇用の確保

① 地域及び県内からの雇用の促進

- ・ 従業員の地域や県内からの優先的な採用
- ・ 設置者及びテナント事業者の雇用（予定）人数の公表

② 安定的雇用の確保

- ・ 正社員採用への配慮

③ 障害のある人や高齢者の雇用の促進

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守、これら法律の基準を上回る積極的な雇用の促進等

④ 女性雇用の促進

- ・ 結婚、出産、育児及び介護等を機に退職した女性の積極的な再雇用

⑤ インターンシップへの協力

- ・ 地元の大学、専門学校等からのインターンシップの受入れ

⑥ 仕事と生活を両立できる環境づくりの推進

- ・ 多様な働き方が選択できる勤務時間の設定
- ・ 託児所等の設置
- ・ 育児・介護休業制度の活用の促進
- ・ 子どもの病気やけが、学校行事などのために気兼ねなく休むことができる環境づくり
- ・ 育児休業を取得した従業員が職場復帰しやすい工夫
- ・ 配偶者の出産直後の男性の休暇取得及び男性の家事・育児参画の促進
- ・ 従業員の仕事と家庭の両方を応援する「イクボス」の育成
- ・ さまざまなハラスメントの防止

⑦ 従業員の職業キャリア形成への支援

- ・ 採用後の各種資格の取得促進や研修等による従業員の資質向上への積極的な取組等
- ・ 女性の管理職への登用や職域拡大の促進

4 環境・景観への配慮

① リサイクル対策等の推進

- ・廃棄物の排出抑制、分別排出・分別収集・再商品化の推進
- ・リサイクル製品の販売とグリーン購入の実践
- ・食品廃棄物の排出抑制や生ゴミの堆肥化等の再利用の促進
- ・店舗建築や営業に係る使用資材としてのリサイクル製品（岡山県エコ製品）の積極的な利活用
- ・岡山エコ事業所（小売店）の認定取得

② 廃棄物の適切な処理や環境美化対策の実施

- ・周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮した適切な処理・対策の実施
- ・定期的な店舗周辺の清掃美化活動の実施

③ ワンウェイ（使い捨て）プラスチック、トレイの削減、包装の簡素化等による廃棄物抑制対策の実施

- ・ストローやスプーン等のワンウェイプラスチック製品の削減や量売り等によるトレイ削減の推進
- ・包装紙・紙袋の簡素化等による簡易包装の励行

④ 水質保全対策・水循環確保の実施

- ・店舗からの排水処理対策への取組
- ・駐車場の透水性舗装等による雨水浸透の促進による地下水の涵養
- ・屋根雨水の貯留施設設置等による樹木への散水や掃除に利用する雑用水への雨水の利用

⑤ 騒音・悪臭対策の実施

- ・深夜・早朝における駐車場及びその出入口の一部利用制限による騒音の緩和及びアイドリングストップなど駐車場利用者への啓発
- ・遮音壁等の設置や緑地帯の確保による騒音の緩和
- ・荷さばき作業や営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮（屋外BGMを使用する場合の時間帯及び音量の調整の配慮）
- ・冷却塔、室外機、送風機等の低騒音機器の導入
- ・惣菜製造等に伴う臭気の低減及び排気口の適切な配置

⑥ 受動喫煙対策の実施

- ・屋内禁煙を認める場合、喫煙専用室等の設置及び煙の流出防止
- ・喫煙専用室等を設置する場合、喫煙可能な場所の掲示及び客・従業員ともに20歳未満の立ち入りの禁止

⑦ 省エネルギー・地球温暖化対策の実施

- ・敷地内の緑地の整備及び店舗屋上・壁面の緑化の推進
- ・エコドライブの啓発

- ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定への協力
- ・看板、放送、書面等による駐車場利用者に対するアイドリングストップの周知
- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車対応の充電設備設置及び一般開放
- ・公共交通機関利用者への特典の付与
- ・平日の店舗駐車場を活用したパーク＆ライド（パーク＆バスライド）への協力
- ・自家用車の二酸化炭素排出量抑制に向けたシャトルバスの運行
- ・製造・運送業者との連携による物流の合理化やグリーン配送の実施
- ・低公害車、電気自動車の積極的な導入
- ・商品へのカーボンフットプリント表示等、消費者への環境情報の提供
- ・年間電力使用量、CO₂排出量実績及び削減実績の公表
- ・クールビズ、ウォームビズの推進
- ・フロン類使用機器の適正な管理
- ・クレジット制度など国の温室効果ガス排出量削減施策の活用
- ・再生可能エネルギー由来電力の積極的な調達

⑧ 自然環境保全への取組

- ・緑地等の保全や創出による事業地及び周辺に棲む野生生物の移動空間の確保
- ・生態系に影響を及ぼす外来種を使用せず、現存植生・潜在植生等を考慮した植栽の実施

⑨ 環境マネジメントシステムの普及拡大

- ・ISO14001やエコアクション21をはじめとした環境マネジメントシステムの認証取得やそれらに準じた独自マネジメントシステムの推進
- ・ISO50001の認証取得やそれに準じた自主管理の推進

⑩ 光害対策の実施

- ・周辺住民や動植物等に悪影響を与えないような屋外照明や屋外広告塔物照明等の適切な設置・運用（配置場所、下方点灯の器具の使用、方向、強さ及び点灯時間等）

⑪ 過剰な照明の削減や空調温度の適切な設定

- ・過剰な照明の削減とLED照明等省エネ型の照明器具の設置及び定期的な清掃や保守点検の実施
- ・冷暖房設備の適切な温度設定及びBEMS（注）等によるエネルギー管理の推進
（注）BEMS(Building and Energy Management System):業務用ビルや工場などのエネルギー設備全体の省エネ監視・制御を自動化・一元化し、建物全体のエネルギー消費を管理するシステム。

⑫ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置

- ・太陽光発電や小型風力発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置
- ・断熱素材の使用、コージェネレーション設備等の設置
- ・高効率、省エネルギータイプの業務用機器の設置
- ・省エネ診断の積極的な受診及びESCO事業（注）の導入による省エネ改修の実施

（注）ESCO事業（Energy Service Company）：工場やオフィスビル等の省エネルギーに関する設計・施工、維持管理、事業資金調達などの包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するとともに、その効果の一部を報酬として受け取ること。

- ・建築物のZEB化

（※ZEB=Net Zero Energy Building の略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。）

⑬ 施設見学等の受入れの実施

- ・環境保全に配慮した取組について地域住民に紹介する施設見学等の受入れの実施、また、こどもエコクラブへの協働・協賛

⑭ 地域が進める景観・街並みづくりや緑化への協力

- ・地区の住民等との景観協定の締結
- ・建築物・屋外広告物等の形態意匠（形・色・模様等）の地域に根づく良好な街並みとの調和
- ・中心市街地等の店舗前の憩い、賑わいスペースの確保（オープンテラス等）と緑化空間、花壇の設置
- ・地域の良好な景観形成に向けた取組への積極的な協力
- ・植栽等による緑化推進への協力
- ・地元森林所有者との森林保全活動についての協定の締結

⑮ 清掃活動

- ・地域の共有財産である道路、河川及び公園等のボランティア清掃活動への参加（例：ウェブページ「晴れの国クリーンアップおかやま」、「おかやまアダプト」推進事業、岡山市環境パートナーシップ事業エコボランティア活動「アダプトプログラム部門」、倉敷市地域社会ボランティア「アダプト・プログラム」等の活用）

5 子ども、高齢者、障害のある人等への配慮

① 育児・介護への支援

- ・「ももっこカード」協賛店舗への加入
- ・「おかやま子育て応援宣言企業」への応募
- ・「はぐくみ岡山サポートメンバー」への応募
- ・赤ちゃんルーム、子ども用トイレ、キッズコーナー、託児所等の設置
- ・ベビーカーが通行しやすい店舗内の配置
- ・子育て家庭の交流や相談の場の提供
- ・育児・介護休業制度の活用促進
- ・従業員の「認知症サポーター養成講座」の受講
- ・「赤ちゃんの駅」への加入

② 子どもたちの健全な育成への支援

- ・子ども会やボーイスカウト、ガールスカウトなど地域の青少年健全育成活動への参加・協力
- ・スポーツ少年団や地域のスポーツ活動、ボランティア団体支援の自動販売機設置に対する参加・協力
- ・子ども図書コーナーの設置
- ・小学生の社会見学、中学生の体験学習、高校生のインターンシップ等の受入れ等、学校の教育活動への協力
- ・特別支援学校の生徒による職場見学・体験、産業現場における実習の受入れ
- ・食育推進活動への協力
- ・深夜来店する青少年に対する帰宅を促す声かけの積極的実施

③ 障害者差別解消法を踏まえた適切な対応

- ・国の対応指針に基づく合理的配慮の提供に向けた職員研修等の実施、相談窓口の設置

④ 障害のある人が製作した製品の展示・販売等の取組への協力

- ・障害のある人が制作した製品の展示会や定期的な商品販売への販売スペース提供

⑤ 高齢者・障害のある人等への配慮（食料品等の日常の買い物に不便を感じている人々への配慮を含む。）

- ・高齢者等への宅配サービス（食料品等の日常の買い物に不便を感じている人々へのネットサービス等を含む。）における宅配時の安否確認
- ・認知症高齢者の行方不明対策への協力
- ・公共交通機関の乗り入れやバスの停留所の敷地内の設置
- ・視覚的支援ツール（指さしボード、文字入力ソフト）や電話リレーサービス等を用いての買い物等への対応
- ・積極的な支援体制があることの公表（サービスカウンター・ホームページ等）

ジ広告等への掲示)

⑥ 店舗へのユニバーサルデザインの導入

- ・「福祉のまちづくり条例」等に基づく子どもや高齢者、外国人、障害のある人等に優しい誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮
- ・「赤ちゃん休憩室」等の設置
- ・高齢者、障害のある人等が優先的に駐車できる駐車枠の確保、優先駐車への理解・協力の呼びかけ
- ・前立腺がんや膀胱がんなどの病気で尿漏れパッドやおむつを使用する人が、安心して外出できるよう男性用トイレにサニタリーボックス（汚物入れ）の設置

⑦ 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度^(注)への協力

- ・身体障害者等用駐車場（車いすマークの駐車場）の適正な利用を図るための協定の締結

（注）「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度：身体障害者等用駐車場を利用できる者を明確にすることによって、その適正利用を図るため、県が県内に共通する利用証を交付し、県と協定を締結した施設の駐車場を利用できることとする制度。

⑧ ユニバーサルデザインに配慮した広告等

- ・電話番号に加え、FAX番号、Eメールアドレスの表示や商品説明用二次元バーコードの活用（視覚や聴覚、音声言語機能に障害がある人への配慮）
- ・売り出し広告、ホームページ及び店頭での案内表示における文字の大きさ、色づかい等におけるユニバーサルデザインへの配慮
- ・ホームページ上の読み上げ機能の活用（テキストの挿入等）

⑨ 物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力

- ・ユニバーサルデザイン関連商品の取扱いや同商品コーナーの設置等によるユニバーサルデザインの普及への協力
- ・ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供
- ・従業員研修等を通じた従業員への「UDマインド（ユニバーサルデザイン意識）」の啓発

⑩ 商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力

- ・商店街等に対してユニバーサルデザインに関連したノウハウを提供することによる、広域的なUDマインドの普及

6 安全・安心対策

① 実効性ある万引き防止等防犯対策の実施

- ・ 事業所における「防犯責任者」の設置
- ・ 来店者への積極的な声かけ、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化等「万引きをさせない環境づくり」の推進
- ・ 万引き犯人を発見した場合の警察への全件通報
- ・ 店舗内外への防犯カメラの設置による自転車盗、オートバイ盗、車上ねらい等の被害防止対策の実施
- ・ 制服警備員の配置と防災センターを拠点とした自主警備の実施
- ・ 自動ロック式の自転車駐輪場の完備
- ・ 店内放送を活用した特殊詐欺被害や万引き防止のための広報活動への協力
- ・ A T M周辺の警戒と高齢者への声かけによる特殊詐欺被害防止
- ・ 地域で行われる防犯活動への積極的な参加・協力
- ・ フードコート等の若者が集う場所で行う、いわゆる「闇バイト」への加担防止のための広報活動や、警察への協力

② 子ども・女性安全対策の推進

- ・ 地域の生活拠点としての子ども・女性安全対策の推進
- ・ 岡山県警察「ももくん・ももかちゃん安心メール」及び県警察ホームページ等を活用しての不審者情報の共有と自主警戒の実施
- ・ 店舗周辺における子どもの見守り活動やあいさつ運動等の実施
- ・ 店員、警備員の巡回による性犯罪被害防止活動の実施
- ・ 防犯カメラの設置による店内及び店舗周辺の警戒活動の実施
- ・ 迷子引渡し時における身分確認及び迷子と来店者との隔離措置
- ・ 11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待防止運動の一環として、オレンジリボンの着用
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～11/25）に運動の一環として、運動のシンボルであるパープルリボンの着用
- ・ D V相談窓口紹介ステッカー「STOP DV！」のトイレ等への設置

③ 緊急通報体制の確立

- ・ 店舗及び店舗周辺での事件・事故発生時における警察・消防への通報要領の策定及び迅速な避難誘導措置等

④ 交通安全対策及び交通渋滞対策の実施

- ・ 交通整理員の駐車場出入口への適正配置による歩行者や自転車利用者に対する配慮
- ・ 出入口の位置の工夫や右折レーンの設置など、固有の交通事情に配慮した交通安全対策
- ・ 開業直後や繁忙期において、店舗駐車場の「満」、「空」情報の提供や、

色・デザイン等を工夫した誰もがわかりやすい案内表示の設置及び交通整理員による周辺道路の交通状況に応じた交通誘導等による交通渋滞抑制への配慮

- ・繁忙期や混雑時間帯における公共交通機関の利用や自家用車使用の自粛の呼びかけ

⑤ 県・市町村が進める交通対策や交通安全運動等への参加・協力

- ・従業員の通勤における公共交通・自転車利用に対するインセンティブ付与
- ・自転車通勤する従業員のための駐輪場整備
- ・地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力
- ・店内放送による交通事故防止啓発、交通安全ポスター等の掲示
- ・自転車利用者に対するヘルメット着用の呼びかけ

⑥ 車を運転しない方への配慮や歩行者の安心・安全のための通り抜け通路の確保

- ・公共交通機関を利用できない場所に立地する場合のシャトルバスの運行
- ・駐車場内の買い物客の歩行者通路の確保
- ・店舗周辺の歩行者の利便性を考慮した店舗敷地内の通り抜け通路の確保
- ・店舗内への公共交通情報（時刻表等）の掲示
- ・バス停前の待合スペースの整備
- ・敷地内へのバス停設置など地域による生活交通運行の取組への支援

⑦ 犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する活動への協力

- ・「犯罪の起きにくい社会づくり推進・応援企業」への参加
- ・子ども110番の家への参加
- ・安全・安心まちづくりに関する各種広報啓発への協力

⑧ 深夜営業時及び営業時間外の防犯・青少年非行防止対策の実施

- ・防犯のための声かけ、深夜営業時の警備強化、深夜営業の自粛
- ・地域で行われる青少年非行防止活動（補導活動・環境浄化活動等）への積極的な協力
- ・閉店後の自転車・オートバイ等の乗り入れ禁止措置（立入規制）
- ・店舗敷地内外に配慮した照明の確保と警備員による警戒
- ・深夜来店する青少年に対する帰宅を促す声かけの積極的実施

⑨ 自然災害、テロ、弾道ミサイル発射等の発生時の避難場所や物資の提供

- ・自然災害、テロ、弾道ミサイル発射等の発生時（以下「災害等発生時」という。）における避難場所、救護場所及び資機材や車両の一時集積・駐車場所として駐車場敷地等の提供
- ・県・市町村との協定等、災害等発生時における緊急物資の提供依頼に対する協力

- ⑩ 災害等発生時における地域との連携やボランティア活動への支援
- ・ 災害等発生時における地域住民との共助による救助活動の実施
 - ・ 応急復旧活動への従業員の参加等による地域住民との連携
 - ・ 県内被災地への災害ボランティアとしての従業員の積極的な派遣
 - ・ ボランティア休暇取得に対する環境整備
- ⑪ 災害等発生時における業務の継続
- ・ 事業継続計画の策定
 - ・ 安定した物資供給及び雇用確保のための営業の継続
- ⑫ 防災訓練等への参加・協力
- ・ 地域で実施される防災訓練等への積極的な参加・協力
 - ・ 地域との防災協定の締結
- ⑬ 防災用品コーナーの設置
- ・ 家具の転倒防止グッズ、備蓄品、非常持出品などの防災用品コーナーの設置
 - ・ 岡山県防災ガイドブック「ももたろうの防災」など啓発パンフレットのコーナーへの設置
- ⑭ 救急救命の取組の確保
- ・ A E D（自動体外式除細動器）の設置並びにその周知
 - ・ 従業員の救命講習受講の促進
- ⑮ 食品等の安全・安心の確保等
- ・ 安全・安心な商品やサービスの確保及び行政が実施する消費者安全の確保に関する施策への協力
- ⑯ 犯罪被害者等の支援に関する協力
- ・ 犯罪被害者等支援（性暴力被害者支援を含む）に関する広報啓発への協力

7 撤退時等の対応

① 早期の情報提供等

- ・ 地域商業活動からの撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民、県及び市町村等への十分な情報提供

② 後継店の確保

- ・ 失業の発生や住民の買い物の利便性の低下を極力抑えるための後継店・大型店承継者の確保への努力

③ 従業員の雇用の確保

- ・ 従業員の配置転換や再就職支援等による雇用確保の努力

④ 取引先企業に対する対応

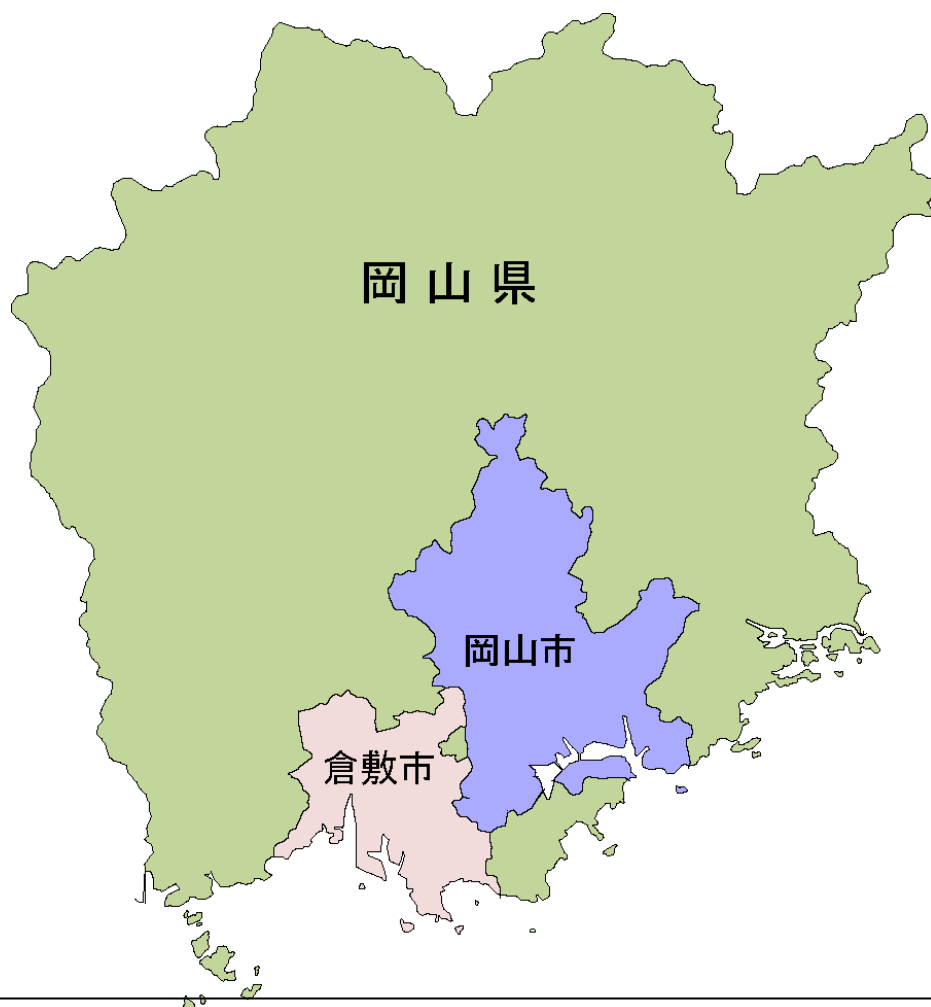
- ・ 店舗閉鎖情報の早期提供や後継店の紹介等による取引先企業の経営悪化防止への配慮

⑤ 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・ 適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止

⑥ 再利用可能な建物の建築

- ・ 撤退後も再利用可能な店舗建築の設計・レイアウト・資材への配慮



■お問い合わせ先

岡山県産業労働部経営支援課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

電話 086-226-7353 (直通)

<https://www.pref.okayama.jp/page/606997.html>

岡山市産業観光局商工部産業振興課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

電話 086-803-1323 (直通)

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000009683.html>

倉敷市文化産業局商工労働部商工課

〒710-8565 倉敷市西中新田640

電話 086-426-3405 (直通)

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=11394>